

【2017年9月一般質問原稿】

須増伸子

1. 北朝鮮のミサイル発射に抗議し、対話による解決を

(須増議員)

北朝鮮は、国際社会が強く自制を求めているもとの、弾道ミサイルの発射、さらに核実験を強行しました。これは、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、累次の国連安保理決議などに違反する暴挙であり、厳しく糾弾し、抗議をいたします。

最大の危険は、米朝両国の軍事的緊張がエスカレートするもとの、当事者たちの意図にも反して、偶発的な事態や誤算などによって軍事衝突が引き起こされる現実の可能性が生まれ、強まっているということです。世界と地域の平和と安定を破壊し、おびただしい犠牲をもたらす軍事衝突は絶対に回避しなければなりません。

北朝鮮に対して、軍事的な挑発に厳しく抗議するとともに、国際社会および関係国に対して、経済制裁の厳格な実施・強化と一体に、なによりも対話による解決の道、特に米朝の直接対話を追求することを、県民の命を守る立場で国に求めているかがでしょうか。知事のお考えをお示してください。

(知事)

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

北朝鮮の軍事的な挑発についてのご質問ですが、外交・防衛問題は国の専権事項として、国において適切に対処すべきものと考えております。

しかしながら、今回の問題は我が国に対する重大な驚異であり、地域及び国際社会の平和と安全と著しく損なうものであることから、今月4日の中四国サミットにおいて、国に対し、国際社会と連携した断固たる対応を強く要請する旨決議したところであります。以上でございます。

2. 地球温暖化防止対策について

(須増議員)

岡山県は、今年3月に「岡山県地球温暖化防止行動計画」を改定し、2030年度の温室効果ガスの排出目標が2013年度比で17.7%削減と設定されました。特に岡山県の温室効果ガスの排出特性は産業部門の排出割合が突出して多いことであり、工場や大事業所での排出削減が進まない限り低炭素社会を見通すことはできません。私は、この

点で、先進地である東京都のキャップ&トレード制度についてお話を聞いてきました。そして岡山県でも参考にできるのではと考えました。東京版キャップ&トレード制度とは、大規模事業所に対してCO₂排出量の総量削減を義務付けるとともに、排出量取引により他の事業所の削減量等を取得できる制度です。平成22年～26年の第一期の五年間で大規模オフィスビル等は8%、コンビニートなどの工場に6%、平成27年～平成31年の第二期では、オフィスビル等17%削減、そして、工場15%の削減義務率をかし、この義務を守らない事業所には、計画期間終了後に1.3倍の削減義務が課せられ、従わない場合は、罰金と公表という厳しい罰則まである制度です。

制度を始めて7年間の実績を聞くと、対象事業所1300のうち9割の事業所が自ら削減目標を達成し、取引を利用した事業所は一割ほどだったこと。さらに、初年度の対象事業所の排出削減率は13%、二年目から22%とつづき一期目の最終年度は25%まで削減でき、二期目の初年度は26%となっています。この制度は、最初経済界から猛反対を受けたものの、制度が開始されてからはスマートエネルギー都市と、経済発展は矛盾しないことが証明され積極的に取り組まれているとのことでした。

岡山県でも現在、岡山県温室効果ガス排出量算定報告公表制度の実施がされ削減計画書等を対象の企業が提出されています。正確な排出量のモニタリングはできているので、実施できる素地はあるのではないのでしょうか。また、岡山県の特性を生かし、コンビニートの企業などが、トレード先として中山間地域での森林吸収量を購入するなども考えられるのではないのでしょうか。

東京版キャップ&トレード制度を取り入れた温室効果ガス削減の取組について、知事のお考えをお示してください。

(知事)

お答えいたします。

温室効果ガス削減についてのご質問ですが、お話の制度の導入には、事業者の負担など課題も多く、慎重な検討が必要であると考えております。

現在、国において、今年3月に策定した「長期低炭素ビジョン」等に基づき、排出量取引制度について検討が行われており、その動向も見守りながら、引き続き、条例に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の運用などを通して、削減に向けた事業者の自主的な取組の強化を図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

ありがとうございます。国も検討しているのでその動向をふまえたいというご答弁だったんですけれども、東京都の話では国がなかなかこの問題の議論が進まないの、都として世界のトップの温室効果ガスの削減に取り組んでいる、自治体が主体になってやっ

ていくというサミットがあるそうなんですけども、そういうところにも参加して先行してやっているという、本当に世界でトップモデルの取組みをされているのだなというふうにお聞きしました。世界情勢にお詳しい知事のことですので、ご存じだと思うんですけども、そういう取組みの中で都が、各自治体が地方自治体を中心になって今このCO₂削減の問題は、国の取組みを後押しする形として進んでいるということなんです。もう一つは、東京都がこの7年間の実績の中で、このキャップアンドトレード制度が経済成長を妨げるものではない事を証明したっていうのは大変意義あるものだと感じておりました、その辺を本当に岡山県でも世界のトップレベルを目指してこの問題取り組みたらどうなのかなと感じております。ご意見お願いしたいと思います。

(知事)

温室効果ガス削減について東京都を見習ってもう踏み込んだらどうかというご質問でございます。温室効果ガスを削減をしていこうということについては、科学者をはじめ、教育を受けた人のほとんどが同意をしていることでありますので、あとはどの程度上手くやるのか、どういうやり方でやるのかということなんだろうと思います。できるだけこの温室効果ガス削減の取組みは、広域でやらなければ、早く取り組んだところが一方的にひどい目に合うということになりかねないということは、議員もご案内のことだと思います。例えば、ほんの狭いところがそれに取り組んだらそのすぐ横ではそういう規制がかかっていないということになると、工場を追い出す効果が強く働きます。ですから何かするのであれば少なくとも日本国内でパッとやるのが望ましいと考えております。東京の場合は工場で経済や税収が持っているのではないということで、やりやすい一面があったのかなと今考えているところでございまして、この製造業中心の岡山県の産業構造を考えた時にこれを先に導入するということは、かなりリスクがあることなのではないかと、現在、今時点で考えたところでございます。

(須増議員)

ありがとうございました。温室効果ガスの問題については東京都は工場もさることながら、大規模事業所、オフィスビルが1300規模で実施をトップ1300がやられているということで、大変大きな取組みをされているんです。研究の課題にはなるのではないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

3. 国保の都道府県単位化について

(須増議員)

平成30年度から国民健康保険が都道府県単位化されるにあたり、県国保運営方針素案

が発表され、納付金等の試算が出されました。その素案に基づいて、保健福祉部長に何点か質問いたします。

まず、運営方針は、国のガイドラインにもあるとおり、あくまでも技術的助言であり保険料賦課徴収権限及び予算決定権はこれまで通り市町村にあり、地方自治の権限を妨げるものではないという認識で間違いないでしょうか。あわせて運営方針にそのことを明記すべきと考えますがどうですか。

二つ目には、新制度を前提とした市町村ごとに示された、標準保険料率の算定基礎となる一人当たり保険料額の試算です。これで新制度ベースでの保険料の実態がやっと明確になってきました。岡山県では、県平均で、年額101,941円となり平成28年度より4,412円増、増減率4.52%の増加となっています。

国保の構造的な問題は新制度でも解決されない中で、今でも高い国保料がさらに上がるという新制度のスタートは看過できません。国に財政支援の根本的な増額を求めていただくと同時に、県独自の引き続きの財政支援とともに、新たな支援策を行うべきではありませんか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

三つ目に、運営方針に、収納対策として、各市町村に厳しい収納率目標設定をかし、あらたに研修や収納率向上アドバイザー活用などの収納対策の取組を具体的に示しています。新制度の中で、市町村間で収納率の目標達成を競わせるあまり、行き過ぎた徴収が行われないように周知をするべきと考えますがいかがでしょうか。

また、本来、国税徴収法では、生活に欠くことのできない衣類、寝具、家具、台所用品、また事業に欠くことのできない器具、そして給料、賃金、年金などの一定額や失業保険も差し押さえ禁止されています。預貯金もその性格によって差し押さえは禁止されています。差し押さえ禁止財産は厳密に遵守し違法な差し押さえが間違っても行われてはなりません。そもそも、国保の保険料の滞納処分であっても基本法は国税徴収法であると認識されていますでしょうか。

さらに、納税者には納税緩和措置「徴収の猶予」や「換価の猶予」などの存在の周知をしなくてはならないと思いますがいかがでしょうか。以上、徴収方法等について、3点併せて保健福祉部長にお伺いします。

(保健福祉部長)

お答えいたします。

国民健康保険の都道府県単位化についてのご質問であります。

まず、保険料賦課徴収権限等についてであります。国保運営方針は地方自治法に定める技術的助言ではなく、国保法に基づき、県及び県内市町村の国保事業の運営に関する方針として定める者であり、市町村は、運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされており。

このため、保険料の賦課・徴収や予算の決定は、これまでどおり市町村が担いますが、

当該保険料については、県が示す標準保険料率を参考に、運営方針を踏まえ市町村が決定することとなります。

次に、財政支援についてであります。今回の制度改革にあたり、国と地方3団体の協議において、県が財政運営の中心的な役割を担うことと併せて、国の財政支援が合意されたところであります。今後の医療費の増加に耐え得る財政基盤の確立を図るため、国定率負担の引き上げなどの財政支援の方策を講じるよう、全国知事会を通じ、働きかけているところであります。

また、新たな制度においても、国保事業には法で規定された県費が投入されることとなっており、県独自の財政支援は考えていないところであります。

次に、徴収方法等についてであります。保険料の収納確保は、被保険者間の負担の公平を図り、制度を維持する上で、重要であると考えております。

保険料の滞納処分については、国税徴収法等関係法令の遵守とともに、滞納者の生活実態等、実情に即した対応も必要であると考えており、引き続き市町村において徴収の猶予等の緩和措置の説明も含め、適切な対応がなされるよう助言してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(須増議員)

ありがとうございました。2番の財政支援についてなんですけども、国にしっかり求めていただけないということなんですけども、ぜひお願いしたいということと同時に、この4.5%引きあがるという結果を受けて私は、大変あがるという認識なんですけれども、部長としてこれだけ構造的な問題がこの国保の中で解決されていない、つまり低所得者ほど負担が重く、またその国保の構成の方々自体が弱者の立場にある方が多い保険の中で、その問題解決されない中で保険料が今でも高いと、というのが深刻な中でさらにあがるという結果についてどのように感じておられるか、まずお願いします。

(保険福祉部長)

今回構造的な国保の課題ということで、それが今回の新制度で解決できていないと、さらには試算でまだ導入されるものが決まっておきませんので、もっと試算が変わってくる可能性はあるんですけどもそれでも4.5%あがるということについて、保険料負担が軽減されていないんじゃないかというようなことでございます。でまあ新たな財政支援というのが国の側から毎年3400億ということになるんですけども、この新たな財政支援につきましては低所得者が多い保険者の在籍を評価するために措置されたということで、国によりますと被保険者あたり約1万円の財政改善の効果が見込まれている

ということでございます。今回の試算におきましても公費拡充があったにも関わらず保険料額があがっているのではないかというようなことかもしれませんけども、この平成29年度の一人あたりの保険料額の試算につきましては、平成28年度と比較しまして県平均で4400円の増となっておりますけども、実際の医療費負担の増がありますと公費負担が約8200円の増となるところが今回の制度改革によって約3800円一人当たりですけども、負担が軽減されているということで、今回の公費負担というか制度改革によって結果としては医療費が全体としてあがりますので、保険料額はあがるんですけどもかなりの公費負担によりまして軽減がされているというような試算結果になっております。引き続き今後も医療費というのは技術の進展とともに薬剤費の高騰もございまして医療費全体があがっていきます。それにつきまして、やはり将来的にも運営についても厳しくなる可能性がありますので引き続き国に対しては公費負担の拡充に対して要望していくところでございます。以上でございます。

(須増議員)

国保の問題はそもそも国が本来出すべき財政支援を、この何年間ですぐいぶん減らしてきたという問題があると思いますので、それをしっかりと増やしていただくということが根本的な解決になると思いますので、是非ともお願いしたいと思います。

4. 就労継続支援A型事業所あじさい問題について

(須増議員)

倉敷市内の就労継続支援A型事業所一般社団法人あじさいの輪と株式会社あじさいの友の5か所が、経営破たんを理由に閉鎖となり、220名以上の障がい者が解雇されました。同時に高松市でも同グループの2つの事業所が閉鎖され59人が解雇されました。報道によりますと、再就職を希望する208名のうち次の就職先が決まったのは9月5日現在で、68名に過ぎません。解雇された利用者の皆さんは、居場所や収入を失っただけでなく、培ってきた人間関係や社会に役に立ち働く喜びをつかみながら、障害があっても自立できるという希望をみいだそうと頑張ってきた方々です。そのすべてを一片の解雇通知で失ってしまったのです。私が聞いた利用者の方は、「頭が真っ白になった。働きが悪かったからつぶれたのか、なぜ経営破たんしたのかわからない」と自分を責めたり、「つらくて動けない」など精神的なダメージは大変なものでした。さらに「代表者に謝ってほしい」という怒りの声も聞いています。

そもそもA型事業所は、障がい者総合支援法による給付金と特定求職者雇用開発助成金という二種類の公金が支払われるため、それを目当てに儲けの手段としたA型事業所が全国的に問題になり、厚労省も見直しを実施してきました。岡山県でもA型事業所が急

増し人口比で全国 2 位の多さです。県としてこの問題の解決に確固たる姿勢でのぞみ、健全な障がい者の就労支援に尽力していただきたいと思います。

そのうえでまず、事業所に対し就職先のあっせんをするよう最後まで追及することはもちろんですが、同時に事業所責任者に謝罪を求めるべきではないでしょうか。知事にお伺いします。さらに、ひとりひとりの方々に安心した生活を取り戻していただけるための対策は急務です。県としても倉敷市に協力し、ハローワークや関係団体も含めたプロジェクトチームを結成し対応してはどうでしょうか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

あじさい関連の閉鎖した事業所は、開所当時、「障がい者の方大募集」「先着 30 名様に就労祝い金 30000 円」などと、本来なら利用者の希望や能力を踏まえた個別支援計画を作成しサービス決定されるべきものを、手当たり次第に障がい者を集めのちに支援決定が行われていました。

さらに、私が利用者から直接お聞きした話では、仕事が少ない日は、昼からトランプをして遊んでいた日もあり、また、6 時間の契約を無理やり 4 時間にいっせいに換えられたりしたこともあったということでした。一方で、あじさい職員の家族が立ち上げたウナギの養殖工場に施設外就労という形で、利用者が派遣されていました。ウナギやお弁当やパンなどの収益の上がっている同グループの事業所はいまだに事業を続けています。

あじさいの閉鎖の原因は、経営破たんと聞いていますが甚だ疑問があります。県として監査がおこなわれています。現時点でどう認識をされていますか。保健福祉部長、お示してください。

また、このあじさいグループの代表者は、フランチャイズで、コンサルタント会社を立ち上げており、あじさいで培った経営ノウハウを他の A 型事業所に指南をし、いまだに事業を積極的に拡大しています。

わたしは、この「補助金ビジネス」「障がい者ビジネス」ともいえるようなこの度のやり方が、まかり通るといふ先例を絶対に作ってはならないと思います。

閉鎖の真相解明をすすめ問題点を洗い出し、A 型事業所の指定の在り方から、監査、閉鎖まで、どうあるべきなのか、教訓と対策を導き出す必要があります。その作業は、今のように、国、県、市がばらばらに権限の範囲で検討しているようでは導き出せないように感じます。ぜひ、あじさい問題の真相解明と再発防止対策を目的とした就労継続支援 A 型事業所在り方検討調査会のようなものを、県が主体となって関係機関や、就労継続支援 A 型事業所協議会や障がい者団体代表などもいれて立ち上げてはいかがでしょうか。それは、まじめに頑張っている A 型事業所の支援をするうえでも必要だと思えますが、知事のお考えをお示してください。

(知事)

お答えいたします。

就労継続支援A型事業所についてのご質問であります。

まず、事業所責任者の謝罪についてであります。今回の事案において、障害のある多くの方が突然解雇されたことは誠に遺憾であり、事業者に対し、法人として責任を持って、一人ひとりの利用者に誠意ある対応をするよう指導しているところであります。

(知事)

次に、在り方検討調査会の立ち上げについてであります。このたびの事案については、現在、国・県・市で連携を密に図って対応しているところであり、県として検討調査会の立ち上げまでは考えておりませんが、今後、全てのA型事業所を対象として臨時的集団指導を行うとともに、経営改善が必要な事業所に対しては、改善計画に基づくヒアリングを個別に行うこととしており、がんばるA型事業所を適切に支援してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(保健福祉部長)

お答えいたします。

解雇された利用者への対応についてであります。今回の事案の発生直後から、倉敷市に助言・協力するとともに、労働局やA型事業所協議会などの協力も得ながら、国や市町村とも連携して対応しているところであり、今後とも、就労を希望する全ての利用者の受け入れ先が決まるまで、しっかりと対応してまいりたいと存じます。

次に、閉鎖の原因についてであります。県が業務管理体制の立ち入り検査を行ったところ、事業開始当初から、自立支援給付や雇用開発助成金などの公費依存度が高い状況であり、助成金の支給期間の終了などに伴う大幅な収入減が経営悪化の要因の一つとなったものと認識しております。

(須増議員)

まず、事業所に謝罪をしてほしいと要望をしてはどうかという件なのですが、この度のあじさい問題は不幸にして起こった事件というのではなく、障害者の人権を踏みにじり、公金をあてにして障害者をもの扱いした事業所の身勝手な事例だと私感じております。しかし現時点では、このあじさいグループに対しての社会的制裁は行われていないというのが実態ではないでしょうか。しかも法的にはこれ以上、あじさいグループに対してこの制裁をするということができませんので、この謝罪ということにどれほど意味があるかということというよりは、この障害者の、利用者の皆さんの何で自分たちが

こんな目に合わなければならなかったのかという悔しい思いを汲んで、せめて謝罪してはどうかという思いでお訴えをしているところです。私、厚労省に直接この問題を伺いに行ったときに、こういう悪しきA型事業所と言われるようなところが、簡単に事業所を廃止できると思われることだけは絶対に避けたいと、それが一番の今、大事なことだと思っているとふうに言われていました。で、実は倉敷市ではですね、廃止届を廃止の1か月前に受けとっているんですけども、実際には廃止をするためには利用者の方々が100%就職先斡旋が決まって本来廃止されるべきもの。それを廃止をずっと受け取ったためにこのような事態が起こっています。名古屋で同じような事態が起こっていますけれども、名古屋では廃止届を提出されたけれども受理していないという形で、結局事業所は利用者を抱え、賃金が支払われないために利用者の方々は裁判をお越し、事業者はそれを支払うために財産を投げうってでもその利用者の方々のために最後まで責任をとる法的な縛りができているわけです。同じ事例が起こっても、名古屋と岡山でここまで対応が違うっていうのは、やはりこの岡山の初動の問題ってのは行政にも責任があると思うんです。つまり行政としてもこの出遅れている部分、しっかりと対応すべきであると考え、せめて謝罪を求めるべきではないかとお願いをしております。いかがでしょうか。

(知事)

今回のことでは大変残念なことが起きたわけでありまして。制度の設計がどうあるべきだったのか、変更はどうあるべきだったのか、またその起きた時の対応、受理すべきだったのか、すべきでなかったのか、色々なことが考えられると思います。我々としては、とにかく該当の業者に責任を持って対応をしてもらいたい。これは法律で書いてある通り、最後の一人の就職先が決まるまできちんと斡旋をしてもらいたい。県も市と同様に一緒になってそのお手伝いをすると、そういうことでございます。それに尽きると思っております。以上でございます。

(須増議員)

斡旋をしていただくことに尽きるとおっしゃられるんですけども、現実には、2番目の質問にもかかわるんですけども現時点3割しか決まっていないという深刻な状況です。実際にあと140名の方々を再就職するのは本当に困難な道のりだと思います。時間がないのですべては言いませんけど、大変色んな困難があると、考えられます。そういう中で、この今の遅々としたやりかたではこの利用者さんに本当に安定・安心できる生活を取り戻していただくのは困難だと、行政が最後まで責任を持つ以外にないんじゃないかというふうに感じています。それで、もう一つは謝罪という点で、1か月前に廃止

届を受理したにしても、その後行政命令で勧告・命令・取り消しというのを1月以内にしていれば、その事業所は5年間事業を停止できたんです。そのペナルティを与えることをできたにも関わらず、その事業所が廃止された後に勧告をやっと出したというのが実態なんです。間に合わない時点でやっと出したのが現実です。そういう対応のまずさもあるんです。それは、県ももっと市に対して、このノウハウを持っている県が指導すべきだったと思いますし、2重3重にですね、やっぱりこちらの構えのこの問題に対する構えの鈍さっていうのがあったと思うんです。そういう点、本当に考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(知事)

今回の対応、これ以外のやり方もあったのではないかとというご意見であります。私もこれ以外の対応があったのかもしれないということは感じるところでありますけれども、具体的にどうすべきであったか、私自身は詳しく承知をしておりません。部長にもう少し詳しく答弁させます。

(保険福祉部長)

再質問にお応えします。今回の障害者大量解雇事案における経過の中で、例えば法的な措置として倉敷市あるいは県としての対応がもう少しあったんじゃないかというようなご指摘かというふうに思います。先ほどご指摘いただきましたように倉敷市の方で廃止届は受理されたということですが、それ以降につきまして県もその情報が入りましたので一緒になって、国も一緒に相談しながら対応して最大限の対応をしてきているつもりでございます。その中でたとえば基本的にはこの許認可あるいは廃止等につきましては倉敷市さんの方の責任というか法律の所掌になっておりますので立ち入り検査というのも倉敷市さんがされておりますし、あるいは国あるいは県としましては、業務管理体制という観点で立ち入り検査をし、その結果をもとにすぐに勧告をしたということのできる限りの対応をとってきているというつもりでございますが、今後ともその勧告に対する報告があがってきてそれについてどうするか今まだ検討しております。まあ市の方でも事務体制としての検討もされていると伺っておりますので、再就今後ともしっかりと、最終的な結論としては、今回解雇された皆様がしっかり最後まで責任をもって再職されるようにということを、県・市・国あるいは事業所にもしっかりとやっていくものかな、という風に思っております。以上でございます。

(須増議員)

現在利用者の方々に、国・県・市協力して合ってやっていること自体はよく存じておりました、色んなできる限りのことをされていると思いますけれども、そもそも先ほど言ったように、行政としても公金が入っているこのA型事業所の経営に対して責任もある

し、この事態に至ったこの今の問題も、A型事業所だけの問題ではなく行政にとっても大変な責任があるというこの立場に立って、今以上に、今精一杯頑張っている時点ですから、本当に100%やりきるにはちゃんとしたプロジェクトチームが必要じゃないですかってことを提案しています。私は市も県も国も、それぞれ窓口に行っているいろいろお聞きしましたけれども、どこに行ってもやっぱり縦割りの行政の弊害を感じました。いやそこから先は県なので、そこから先は国なんです。そこから先は市なんです。っていう話がどこに行っても聞かれるんです。そういう状況では利用者の利益は守れないという風を感じましたので、もっと柔軟に動けるプロジェクトチームを臨時的に立ち上げてやったらどうなんですか、という提案です。お願いします。

(保険福祉部長)

プロジェクトチームについての再質問にお応えします。こちらにつきまして、先ほどご答弁致しましたけれども今回の事案の発生直後から、倉敷市、そして最終支援をする労働局、あるいは再就職先となるA型事業所協議会まあそういう方々の協力も得ながら、そして法律の縛りがございますので、その法律に基づいてその国の所掌、県の所掌、市の所掌ということで立ち入りの指導を入ったりとかですね、例えば勧告したりとかいうことでしております。実質毎日本当に国、あるいは倉敷市と担当課におきましては数回やりとりをし、連絡も常にしているというところで、実質、プロジェクトチームではないのですけれども、その機能としてはしっかり果たしているつもり、最大限果たしているつもりでございますので、今後とも最後までがんばりたいと思います。以上でございます。

(須増議員)

それに準じて頑張ってもらえるとことなので、最後の質問にもなるかと思うんですけども、この事業所、私この問題はまったく終わっていないという問題意識です。それはどうしてかと言いますと、このフランチャイズの窓口というサイトにですね、このあじさいA型事業所がやっている代表者の方が、このコンサルタント会社をアピールしている、サイトがあります。それを見ると年商5億円。社会貢献ができ収入率も高く景気に左右されない福祉事業プロジェ、という風にされて「A型事業所の運営をグループ会社で実際に行い、2年間で10事業所、利用者数350名を運営し、その様々なノウハウを習得してきて、そのノウハウを利用してこのシステムを開業サポートすることを提供いたします」というコンサルタント会社を立ち上げておられます。それで障害者福祉は近年非常に注目されているビジネスとして、この就労支援A型事業所が人気な訳、人気のポイント、優秀な人材が集まりやすい、補助金の対象になる、運営が比較的楽である、様々な既存事業に適用できる、としてこの代表者の名前まではっきり書かれてまして、このビジネスモデルは事業認可さえ取れてしまえば安定運営が可能で、逆に言えば事業認可が難し

く、肝となりますが弊社ではノウハウやコネクションを最大限活用しております」（資料を示しながら説明）という風にしてですね、宣伝しているんですよ。そしてこのコンサルタント会社が指導・指南している事業者は現時点でも存在していますよね。ご存じだと思いますけど。県下にあるんです。複数あるんです。それで、さらに拡大しようとしているんです。まったくこの問題終わっていないんです。だから、本当に県としてこの深刻な問題を検討し、この認可の時点で防ぐ、また廃止の時点で絶対にこのような事態を許さないというこのノウハウを共有する必要があるんです。だから、あり方検討会。それで頑張っているA型事業所と見極めるのは本当に難しいですし、今ある事業者、通常のまともな事業所にしないといけない訳ですから、大変なことだと思います。どうでしょうか。

（知事）

現在この制度が、あまり良からぬことを考えている、まあ純粋な気持ちではない、本当にお金儲けもしくは抜け穴探しを考えている業者に上手く利用されているのではないかと、というそういうお話でありました。先ほどの記述を聞くと、何か税金を食い物にしているような印象を私も受けて、正直嫌な気持ちになった訳でございます。実際にはこのアダム・スミスが言っている「神の見えざる手」というのは、それぞれの人のこの儲けたいって気持ち、もともとは利己心が上手くコントロールされれば、上手い仕組みの中でルールを守らせるようにすれば、なんとその集合体として公共の利益が出てくるということでありまして、今活躍しているあまたの企業おられ、その恩恵に被っている訳ですけれども、すべてがすべて宗教的なみんなのためについてという気持ちで働いている訳ではなさそうだ、というのは私の理解であります。それでここで問題になるのはいかに、上手く仕組みをつくるのかと、そのちゃんと立派な気持ちで努力をしているところがそこに長く残って、これはもうかなり楽でおいしいことができるってこの覚悟も能力も十分でないような業者がそこに長くいられないようにする、ということは非常に大事だろうと思っています。ぜひ、国に対してはそういう制度を作るときにはしっかり考えていただきたいですし、これはちょっとまずいなと思った時には速やかに制度を改善・改良をしていただくようお願いをしたいと思います。今回の制度の改善もその思いとすれば、その一環なのかなと思っていますけども、ぜひ我々としてもどういことが起きたのかということは、国に対して特に求められれば提供していきたいと、思いますし、国とも協力してより良い制度になるように努力していきたいと考えております。以上でございます。

5. 倉敷駅付近連続立体交差事業を中止せよ

(須増議員)

倉敷駅付近連続立体交差事業についてお伺いします。

私は、一昨年6月議会の質問で、この問題を取り上げ、倉敷駅付近連続立体交差事業の計画を中止することを求めました。その時土木部長の答弁は「今後、倉敷市が行っているまちづくり計画の見直しも勘案しながらコスト縮減等に関する検討案を絞っていくとともに、代替案立案の可能性についても多角的な検討を行った上で費用対効果の分析等を行い、県議会や事業評価監視委員会の御意見を踏まえ、対応方針を定めることとしております。」とご答弁されました。

7月20日倉敷市はまちづくり計画を見直した倉敷駅周辺総合整備計画を発表されました。まず今後の対応方針についてどうされるのか土木部長にお伺いします。

この度の見直された倉敷駅周辺総合整備計画は、倉敷駅を中心にした地域390ha、計画内の人口約38000人のなかの計画で、真ん中に鉄道が走るエリアで南北一帯の街づくり計画を設定され、鉄道高架の意義が説かれています。私は、この計画を見て、計画の期間や、防災や費用対効果の点でいくつかの疑問を感じています。

とくに、「仮想的市場評価法(CVM)」というものをつかって、倉敷市が独自試算を出されました。これは、2014年10月に市内2,000世帯に「鉄道高架をずるとして、仮に自分がお金を出すとしたら、一世帯あたり、一月にいくら出せるか、50円から5000円の中から選んで下さい」というアンケート方式で行われたと聞きました。その結果の一世帯、一月あたりの平均支払意思額が695円となり、それを基に連続立体交差事業の完成後50年間分の便益として計算したら165億円の便益となるというものです。

国土交通省は、「CVMはアンケート調査に基づく手法であり、あらゆる評価対象に適用可能である反面、調査結果の信頼性について様々な指摘がなされている。そのため、CVMが適用可能であるというだけで安易にCVMを用いることのないよう、複数の便益計測手法を比較検討した上で、CVMを適用することが妥当と判断した場合にのみ、CVMを適用する必要がある」としています。この試算についての信頼性について議論があるところだと感じます。このCVMで出された便益を、全く違う方法で試算された道路3便益の県試算0.85と足し算するというのは、評価のやり方としてできるものなのでしょうか。土木部長にお伺いします。

この鉄道高架事業が市民にとって一定の効果があることを否定するものではありませんが、同時に本体事業費約600億円、周辺事業も含めれば約1000億円の大事業であり、県全体のバランスある配分や、優先順位がどうなのかも踏まえて検討すべきと考えます。

知事のお考えをお示してください。

(知事)

お答えいたします。

倉敷駅付近連続立体交差事業についてのご質問であります。

県全体のバランス等を踏まえた検討についてであります。県行政を進めるうえでは、県内全域に目を向けて施策を行う必要があると考えております。

また、それぞれの地域において、様々なご要望や課題等もあることから、各地域への影響等も踏まえながら、慎重に検討し、総合的に判断してまいりたいと存じます。

以上でございます。

(土木部長)

お答えいたします。

まず、今後の対応方針についてであります。県では、お話の倉敷駅周辺総合整備計画で示されている道路ネットワークに基づき、市と協議した上で3つのコスト縮減案を作成し、現在、その有効性について検討を行っているところであります。

県の対応方針を定めるにあたっては、市や県議会をはじめ関係者と十分協議を行ったうえで、適切に対応してまいりたいと存じます。

次に、便益計算についてであります。連続立体交差事業では、国のマニュアルに基づき便益を算出しており、このマニュアルにおいて、CVMに基づく便益算出は含まれていないことから、県としては、便益を算出する信頼性のある手法として、適用できる状況にはないと考えております。

このため、現時点では、市が独自に算出した効果を便益に入れることは、信頼性や有効性に観点から課題があると考えております。

以上でございます。